

LC 申込内容変更手続きについて

組員・非組員		エルダー会員	
変更なし 2026年の内容を継続	新規・変更・解約	変更なし 2026年の内容を継続	新規・変更・解約
所属組合に確認してください	申込書の必要事項をご記入のうえ、所属組合にご提出ください ※返信用封筒が入っている場合は、直接リック局に返信願います。 締切日 所属組合の定める締切日	返信不要です	申込書の必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご提出ください リック局締切日 10月30日（金）

▶ 今回、初めてリック火災・生命共済に新規申込みをされる方へ

リックカードを最近1年間利用していない場合、引き落としができないことがあります。できる限り申込書提出時にリックカード届出書にて再度口座登録をお願いします。

引き落としができない場合
「郵便振替用紙」と「リック口座再登録用紙」が発行されますので、掛金については「郵便振替用紙」にてお振込みください。

▶ 掛金の支払い方法

火災共済・生命共済・3大疾病保障のいずれも、リックカードの口座から引き落とします。

引き落とし日 ● 半年払い(年2回)・・・1月5日・7月5日
● 月払い・・・毎月5日

※月払いの場合は手数料として毎月77円(税込み)をご負担していただきます。

掛金が未納の場合

引き落とし日の翌々月の末日までに入金がない場合、契約を解約させていただきます。

☎ 制度に関するお問い合わせ

リック火災共済について

日産労連リック局
0120-236-932
受付時間／月～金 9:00～16:00
(携帯でもOK)

☎ 共済金請求に関するお問い合わせ

住宅損害による事故の連絡先

所属組合に申請、もしくは下記へ
こくみん共済 coop住宅損害受付センター
0120-131-459 24時間／365日OK
※連絡の際に「日産労連リック火災共済の加入者」であることを伝えてください。

個人情報に関するお知らせ

■日産労連の個人情報の保護についての考え方(日産労連プライバシーポリシーより抜粋)

日産労連は、日産労連に集う仲間の雇用の確保、賃金・労働諸条件の改善、働きやすい職場づくり、勤労者のための政策・制度の実現などを目指して活動しています。こうした活動を円滑に遂行するため、日産労連は、氏名、住所、電話番号などの個人情報を取得・利用することがあります。日産労連は、これらの個人情報を保護することの重要性を踏まえ、社会的責任を果たすべく、個人情報を取り扱います。

日産労連プライバシーポリシーは、日産労連のホームページをご覧ください。 日産労連ホームページ <http://www.ngu.or.jp/>

<個人情報の利用目的>

日産労連リック局の火災共済・生命共済・退職後の共済や3大疾病保障にご加入のため、記載いただいたリック会員ご家族、または共済金受取人などの個人情報は、共済保険契約の締結・維持管理・共済保険金の支払などの判断に関する業務や、リック局で行う各種サービスのご案内などを目的として利用いたします。

■こくみん共済 coopとの共同利用について

日産労連リック局は、火災共済・生命共済・新離退職者団体生命共済等に係わる個人情報はこくみん共済 coopと共同利用いたします。共同利用する項目は以下の通りです。

所属組合名・労組支部コード・従業員番号・職場コード・リック番号・氏名・性別・住所・電話番号・加入、継続申込書記載事項・組合経由の共済金支払手続事項です。

こくみん共済 coopの個人情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

こくみん共済 coopホームページ <https://www.zenrosai.coop/>

■明治安田生命保険相互会社への第三者提供について

明治安田生命保険相互会社の3大疾病保障は、リック局が明治安田生命保険相互会社(共同取扱会社も含まれます。以下同じ)との間で締結した団体保険契約の事務手続きのため、ご案内する申込み用紙で被保険者・保険金受取人の同意を頂いた上で取得し、明治安田生命保険相互会社に対して提供いたします。

明治安田生命保険相互会社の個人情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

明治安田生命保険相互会社ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

※提供停止について

3大疾病保障に関する個人データと保険金受取人を通じて間接的に取得する個人データ(保険金請求時の必要書類に記載される請求者以外の個人データ等)につきましては、お申出により第三者提供を停止しますのでお申出ください。

お問い合わせ先: 〒105-8523 東京都港区海岸1丁目4番26号 日産労連リック局

0120-236-932 FAX 03-3459-6319

LC 火災共済

2027

いざってとき、ちゃんと守ってくれる
保障になってる？

落雷で家電が
動かない

台風で
カーポートや屋根に
損害が

商品を
壊してしまった

どうしよう。。。

火事で隣家に
燃え移ってしまった

リック火災共済に加入すれば安心！

共に支え合う、
安心のかたち

あなたに合う
保障が見つかる！

この掛け金で
こんな保障まで！?



LC 火災共済

6つのポイント

POINT 1 手頃な掛金で加入ができる

日産労連が組合員同士の助け合いを目的として運営する制度であり、営利目的ではありません。組合活動を通じて募集しているため、コストを抑え、手頃な掛金で加入いただくことができます。

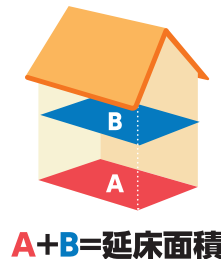


POINT 2 築年数に関係なく、住まいを保障

リック火災共済では、築年数による評価は行わず、家屋面積*1によって加入できる上限が決まります。火災などの被害に対しては、再取得価額*2で保障します。

*1家屋面積とは、建物の各階の床面積をすべて合計した面積のことです。

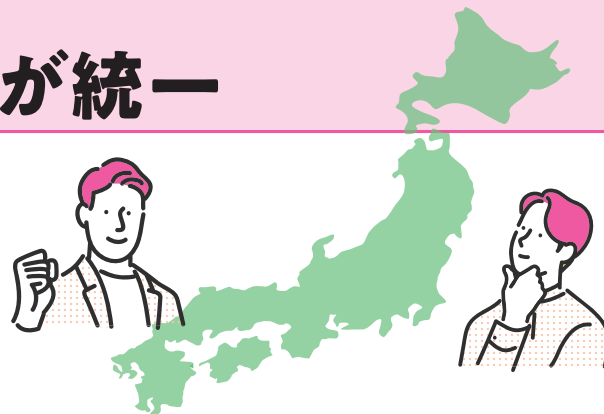
*2被害にあった家屋や家財と同程度のものを新たに購入・修復するために設定した標準的な価額



A+B=延床面積

POINT 3 全国どこでも掛金が統一

日産労連に集う仲間の相互扶助による共済です。全国どこでも共済掛金は同じです。



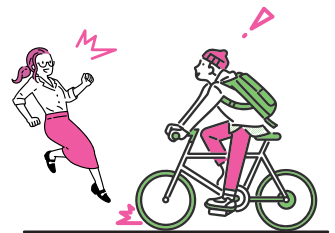
POINT 4 家財のみで加入できる

住宅ローン借入時に加入する「特約火災保険(共済)」は建物の保障だけの場合があります。落雷やボヤの被害は家財に及ぶことがほとんどです。家財の保障もしっかり備えましょう。



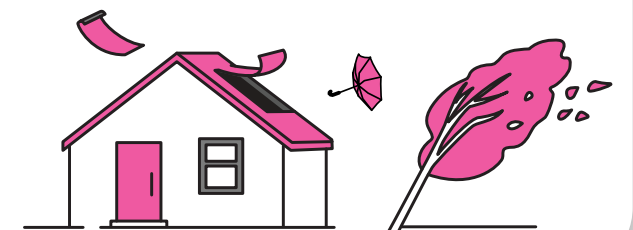
POINT 5 選べる特約

日常生活の中で起こる思わぬ事故にも備えられるのが、特約です。たとえ十分に注意していても、防ぎ入れないトラブルは起こりうるもの。そんな”万が一”の場面でも、しっかりとしたサポートで更なる安心を。



POINT 6 風水害、地震の被害も保障できる

自然災害コースにご加入いただくことで、風水害と地震の被害についても保障を受けることができます。



3つの保障コース + 特約

選べる3つの保障コース

保障範囲	ニーズにあったものを選んでね! 手頃な掛金で備えたい方に! 自然災害に備えたい方に! 自然災害にしっかり備えたい方に! おすすめ		
	火災保障コース	自然災害標準コース	自然災害大型コース
火災など 火災／落雷／破裂・爆発など	○ 保障されます	○ 保障されます	○ 保障されます
風水害など 台風／洪水／降雪・降ひょうなど	△ 保障額が少なくなります。	○ 保障されます	◎ より手厚く保障されます
地震など 地震や津波による損壊・火災 など	× 保障されません	○ 保障されます	◎ より手厚く保障されます
自然災害コースに付随する保障	× 保障されません	○ 保障されます	○ 保障されます
1口（100万円）あたりの年掛金	木造 600円 鉄骨・耐火マンション 360円	木造 1,320円 鉄骨・耐火マンション 840円	木造 1,620円 鉄骨・耐火マンション 1,080円

※詳しい内容・支払条件等は、P7～12、P17～20を必ずご確認ください。

+ 特約保障 をつけてさらに安心をプラス

個人賠償責任特約

日常生活に起因した損害賠償を保障

掛金（半年払） **1,180円**



盗難保障特約

盗難による家財の保障

掛金（半年払） **550円**



類焼損害保障特約

契約者宅が火元となり近隣家屋に与えた損害を保障

掛金（半年払） **1,150円**



借家人賠償責任特約

賃貸家屋にお住まいの方の保障（借主の過失による家屋の賠償保障）

1口あたり掛金（半年払）	木造構造	230円
	鉄骨・耐火構造	110円
	マンション構造	80円



よくある質問をご紹介します



Q 被災時の連絡や共済金の請求手続きの方法は？

こくみん共済 coop 住宅損害受付センター

0120-131-459 (24時間受付)

※連絡の際は「日産労連リック火災共済の加入者」であることをお伝えください。
被災受付の後、こくみん共済coopより共済支払に向けた手続き等をご案内いたします。



Q 落雷により、インターホンとテレビが壊れました。保障されますか？

インターホンは家屋保障、テレビは家財保障にご加入いただいている場合は「火災等共済金」で保障の対象になります。

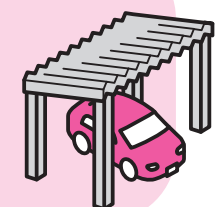


Q 台風でカーポートが被害を受けました。保障されますか？

実損額での保障が可能です。

※付属建物等の保障額については、P21下段の「付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い」をご確認ください。

※「付属建物等」とは物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなどを指します。



Q 経年劣化による破損は保障されますか？

自然の消耗もしくは劣化、欠陥および老朽化、または虫食い・ねずみ食いなどによる損害は保障の対象となりません。



火災保障コース

自然災害標準コース

自然災害大型コース

特約保障のご案内

共有名義物件

建物構造区分確認ガイド

掛金と主な保障額

ご契約のてびき

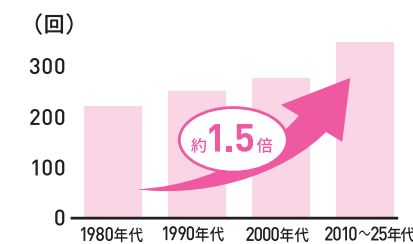
加入内容の選び方

① 保障コースを決めよう

火災保障コース、自然災害標準コース、自然災害大型コースから1つのコースをお選びください
近年増加する自然災害への備えとして、
自然災害大型コースの加入をおすすめします！

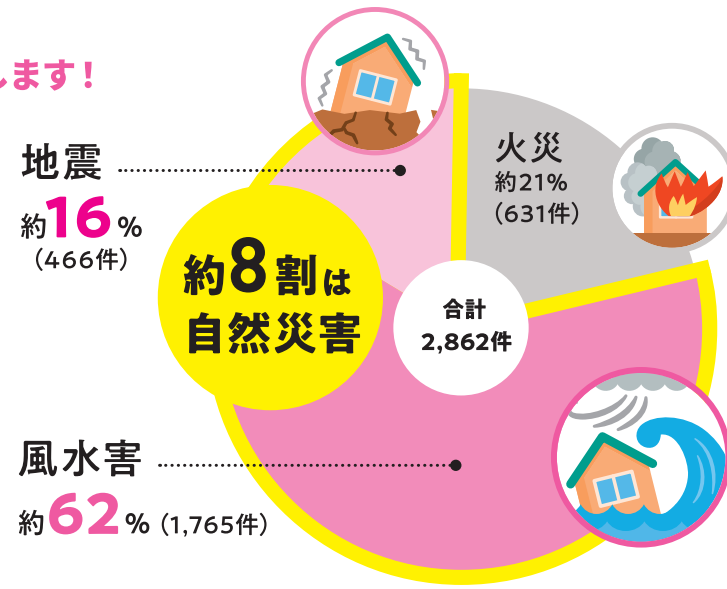
集中豪雨 約**334**回

■1時間降水量50mm以上の年間平均回数
(アメダス全国1,300地点あたり)



直近10年間で平均約344回、1980年代と比べて約1.5倍に増加しています。

※気象庁「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」より作成



リック火災共済<2021年1月~2025年12月支払件数>

② 家屋の契約額を決めよう

家屋面積に応じて加入できる上限が決まります

P19をご確認のうえ、1口(100万円)から上限の範囲内で、必要な契約額をお選びください

>>> P19へ

③ 家財の契約額を決めよう

居住人数によって加入できる上限が決まります

P20をご確認のうえ、1口(100万円)から上限の範囲内で、必要な契約額をお選びください

>>> P20へ

④ 特約の加入を検討しよう

4つの特約から必要な保障を検討しよう

P13・P14を参照して、家屋と家財に特約を追加して、「もしも」に備えよう

>>> P13-14へ

～自然災害にも備えて安心を～



加入例：Aさん 自宅を購入

家族4人暮らし 家屋110㎡の木造構造の住宅を購入

- 自然災害のリスクに備えるため、**自然災害大型コース**に加入しよう
- 家屋は上限の28口(2,800万円)で加入
- 家財は上限の10口(1,000万円)で加入

	自然災害大型コースの支払い上限額	火災保障コースの支払い上限額
火災など	3,800万円	3,800万円
風水害など	2,280万円	300万円
地震など	684万円	保障なし
掛金	5,130円/月(61,560円/年額)	1,900円/月(22,800円/年額)

+ 特約をプラスしてさらに安心

- 火災を起こして隣家に延焼させてしまったら…**類焼損害保障特約**に加入しよう
- 自転車事故やこどもが商品をお壊してしまうかも…**個人賠償責任特約**に加入しよう

※個人賠償責任特約は自動車保険などでも加入できる場合があります。重複してもお支払いはできませんのでご注意ください。

※プランの一例です

	類焼損害保障特約	個人賠償責任特約
支払限度額	1億円	3億円
掛金	200円/月(2,300円/年)	200円/月(2,360円/年)

加入例：Bさん 賃貸でマンションを借りた

初めての一人暮らし 家屋30㎡のマンション構造の住宅を借りた

- まずは自然災害に備えられるように、**自然災害標準コース**に加入しよう
- 家屋は貸主の持ち物なので、加入できません。
- 家財は上限の5口(500万円)で加入

	自然災害標準コースの支払い上限額	火災保障コースの支払い上限額
火災など	500万円	500万円
風水害など	240万円	90万円
地震など	60万円	保障なし
掛金	250円/月(3,000円/年額)	125円/月(1,500円/年額)

+ 特約をプラスしてさらに安心

- 貸主に加入を義務づけられたため、**借家人賠償責任**に加入しよう

2,000万円の保障が必要とのこと。20口で加入しよう 支払限度額2,000万円(300円/月 3,200円/年)

※特約の加入には、家財5口以上の加入が必要です。

※プランの一例です

スマホやパソコンからあなたにおすすめのプランをご紹介します



かんたん診断

WEBで確認

スマホやパソコンから掛金・保障額を試算できます。

二次元コードから
「火災共済おすすめ見積もり」にアクセス
<https://www.ngu.or.jp/lic/osusume/kasai/>



火災共済 おすすめ見積もり	かんたん診断フォーム	自然災害大型コース
入力内容に応じて、おすすめコース・口数・特約の目安を診断します。	住まいの形態 01 持ち家(貸家含む)	合計掛金(月払い目安) 5,130円/月
かんたん診断フォーム	建物構造 02 戸建て(木造)	合計掛金(年払い目安) 61,560円/年
住まいの形態 01 選択してください	アパート・ハウスは「戸建て(木造)」または「戸建て(鉄骨等)」に 合わせて選択してください。	選択された特約 なし
建物構造 02 選択してください	延床面積(㎡) 03 100	保障内容(目安) ※下記金額はすべて保障限度額です
世帯人数 04 選択してください	世帯人数 05 3人以上	火災・地震など 3,800万円(火災) 2,800万円(地震) 684万円(地震)



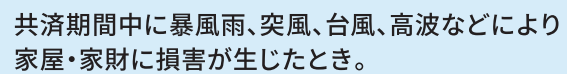
最高保障額は加入内容にもとづき異なります。

火災等共済金

共済期間中に火災、落雷、他人の住居からの水ぬれなどにより
家屋・家財に損害が生じたとき。

•全焼の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合

プラス15%の臨時費用共済金をお支払い(200万円限度)※



•全損の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合

プラス15%の臨時費用共済金をお支払い※



＊またはこれらによる地すべり・土砂崩れ

持ち出し家財共済金（家財契約がある場合のみ対象）

※持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する家屋内から一時的に持ち出された家財

※貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払い対象外となることがあります。

※専用使用権付共用部分…共同家屋の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと（例）バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

てびき



大型コース

最高保障額は加入内容にもとづき異なります。

火災等共済金

共済期間中に火災、落雷、他人の住居からの水ぬれなどにより家屋・家財に損害が生じたとき。



•全焼の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合

プラス15%の臨時費用共済金をお支払い(200万円限度)※

共済期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。



・全損の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合

プラス15%の臨時費用共済金をお支払い※



共済期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。



•全損の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合

共済期間中に地震、噴火、津波などにより家屋・家財に損害が生じたとき。



・全損・全焼の場合
家屋4,000万円(40口)+家財1,000万円(10口)に加入の場合

**このようなときに
保障します**

津波による
損壊

＊またはこれらによる地すべり・土砂崩れ

※持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する家屋内から一時的に持ち出された家財

※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

※「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塙、垣、カーポートなど

てびき

プラス+でもっと安心 特約保障



※月払契約の方も、特約保障の掛金は半年払(1月・7月)となります。

特約を追加して暮らしにさらなる安心を。



賃貸家屋にお住まいの方へプラスの安心！

借家人賠償責任特約

- 家財に5口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント

賃貸家屋には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、家主への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

※あくまでも保障額は目安です。家屋の家屋面積を問わず保障を多くすることもできます。
※最低5口(500万円)～最高40口(4,000万円)の範囲内で加入できます。

1口あたり掛金(半年払)	木造構造	230円
	鉄骨・耐火構造	110円
	マンション構造	80円

※年の途中で加入した場合

1口あたり掛金	木造構造	40円/月
	鉄骨・耐火構造	20円/月
	マンション構造	15円/月

損害賠償
共済金

居住する借用家屋が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合

4,000万円
(40口加入の場合)

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
※借用家屋とは、借用建物のうち保障の対象である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用家屋においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

さらに
こちらにも！
賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

■損害賠償するにあたって要した費用

- ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、こくみん共済coopが必要または有益であったと認める費用など
- ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ③示談交渉に要した費用



万一の盗難にも安心の備え！

盗難保障特約

- 火災保障コースに家財5口以上加入している場合にセットできます。
- 自然災害標準・大型コースに加入の場合は「盗難共済金」が付帯されているので盗難保障特約に加入できません。(P10、P12参照)

おすすめポイント

侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万一の際にお役に立ちます。

掛金(半年払) 550円

※年の途中で加入した場合の掛金:100円/月

盗難
共済金

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

300万円

※建物内にある家財のみ保障の対象。車庫やマンション等の駐車場・駐輪場での盗難は保障の対象外となります。

被害内容	支払限度額	被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	300万円	預貯金証書	200万円
通貨(1万円以上)	20万円	持ち出し家財	60万円

※左記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。



賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて！

個人賠償責任特約

- 家屋・家財で5口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント

自転車で衝突して歩行者にけがを負わせるなど、賠償金が高額となる事故も多くなっていますので、万一に備えましょう。

掛金(半年払) 1,180円

※年の途中で加入した場合の掛金:200円/月

損害賠償
共済金

日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合
(1)日常生活における偶然な事故
(2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故

3億円

対人臨時費用

死亡させてしまった場合	一律10万円(1事故1人につき)
10日以上入院をさせてしまった場合	一律2万円(1事故1人につき)
対人事故の場合	一律3,000円(1事故につき1回)

※1つの契約で、ご家族も保障の対象となります。詳しくは、ご契約のてびき「個人賠償責任特約【被共済者の範囲】」をご確認ください。
※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。
※ご自身やご家族が、こくみん共済coopや他保険等で同種の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。

示談交渉サービス付き

例えば

お風呂の水を出しっぱなしにして階下が水浸しになるなど、賠償責任が生じた場合に保障します。



こんな場合にも

住まいに関する賠償責任以外にも日常生活で生じた賠償責任も保障します。自転車賠償保険への加入を義務付けまたは推奨している自治体が増えています。



近隣への延焼による損害に対応！

類焼損害保障特約

リック火災共済で一番人気の特約です

- 家屋・家財で5口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント

重過失の場合を除き、他人宅への類焼は損害賠償責任が生じませんが、ご近所との関係を円滑にするためにも万一の失火に備えましょう。

掛金(半年払) 1,150円

※年の途中で加入した場合の掛金:200円/月

類焼損害
共済金

家屋から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の家屋およびそこに収容される家財に生じた損害

1億円

※類焼先の住宅保障の支払いが優先されます。

もしも、火元が自宅近隣の家まで延焼してしまったら……

マンションなどの共同住宅にお住まいの場合でも、放水による消火活動で隣や階下の戸室に消防冠水するリスクがあります。また、隣家が住宅保障(共済・保険など)に加入していなければ、隣家は生活再建が難しくなるかもしれません。ご近所の方とのその後のお付き合いを考えると、ぜひ加入しておきたい特約です。



火災保障
コース

自然災害
標準コース

自然災害
大型コース

特約保障の
ご案内

共有義
物件

建物構造区分
確認ガイド

掛金と
主な保障額

ご契約の
てびき



加入基準



次のいずれかに該当する家屋が加入いただけます

- 共済契約関係者が所有し、居住している家屋
- 共済契約関係者が所有し、他人に貸している家屋

※共済契約関係者とは…会員(本人)およびその人と生計をいつにする親族をいいます。

※生計をいつにするとは…日々の消費生活において、各人の収入や支出のすべてまたは一部を共同で計算することをいいます。同居であることを問いません。ただし、同居であっても明らかに独立した生活と認められる場合は「生計をいつにする」とはなりません。

※共有名義になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。

※日本国内にある家屋に限ります。

■ 事務所・店舗等併用家屋の扱いについて…詳細はP.27「ご契約のてびき」 4 保障の対象・家屋を参照

※空家は新規加入できません。



次に該当する家財が加入いただけます

- 共済契約関係者が居住する家屋に収容されている共済契約関係者が所有する家財
- 事務所・店舗併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限ります。

※日本国内にある家財に限ります。

■ 契約の対象とならない家財について…詳細はP.28「ご契約のてびき」 4 保障の対象・家財を参照

空家に関するご注意

空家または無人の住宅となる場合は、原則としてご契約できません。一時的にご契約の継続を希望される場合等は空家届のご提出が必要です。一定の期間内であればご契約を継続いただける場合があります。

ご契約を継続いただいた場合でも、下記の場合、契約の更新をお断りする場合があります。

- ① 空家届のご提出がない場合
- ② 今後の利用目的や建物管理の状況等の変化によって基準を満たさない場合

※空家契約後は、増口、コース変更、特約の追加申し込みができません。
※空家届は毎年ご提出が必要です。

空家に関するお問い合わせ

日産労連リック局

0120-236-932

受付時間/月～金 9:00～16:00
(携帯でもOK)

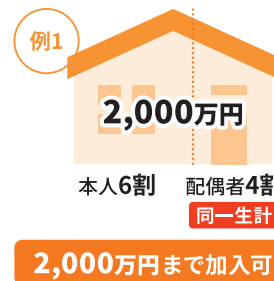
対象物件が共有名義となっている場合のご留意事項

対象物件の所有者がご契約者とは“別生計の親族”や“他人”との共有名義である場合には、適正なご契約をお願いします。お約束している共済金額がお支払いできないケースがあります。

例 家屋面積80㎡で、家屋2,000万円(20口)まで保障に加入できるケース

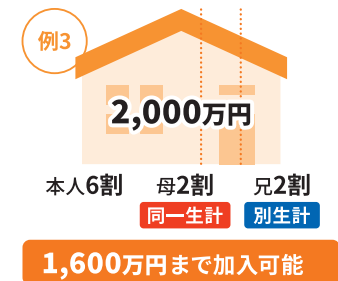
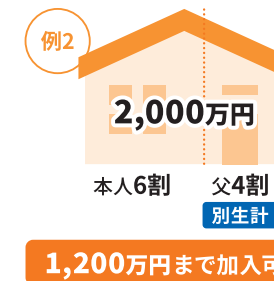
物件を同一生計の親族と共有している場合

持分に関わらず会員本人が家屋2,000万円まで加入できます。



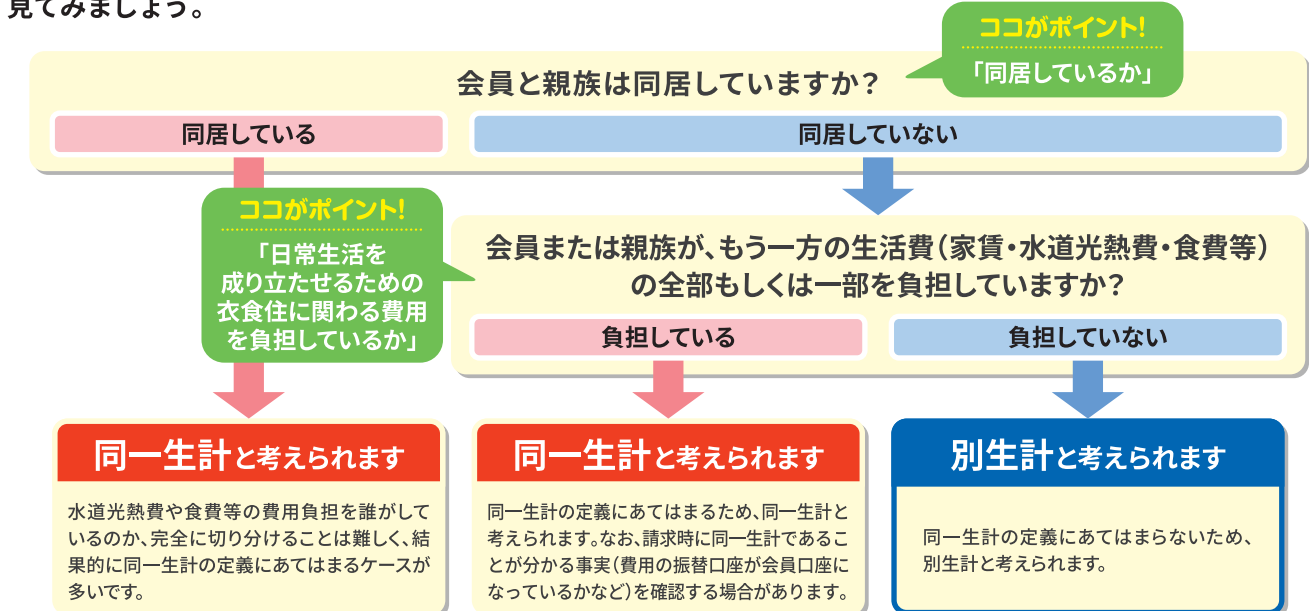
物件を別生計の親族や他人と共有している場合

会員本人が加入できるのは“共済契約関係者(会員本人およびその人と生計をいつにする親族)の持分まで”となります。(同一生計かどうかの判断のポイントを参照)



同一生計かどうかの判断のポイント

同一生計の定義にある「日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。」とはどういうことでしょうか。次のチャート図を使って、同一生計かどうか判断するポイントを見てみましょう。



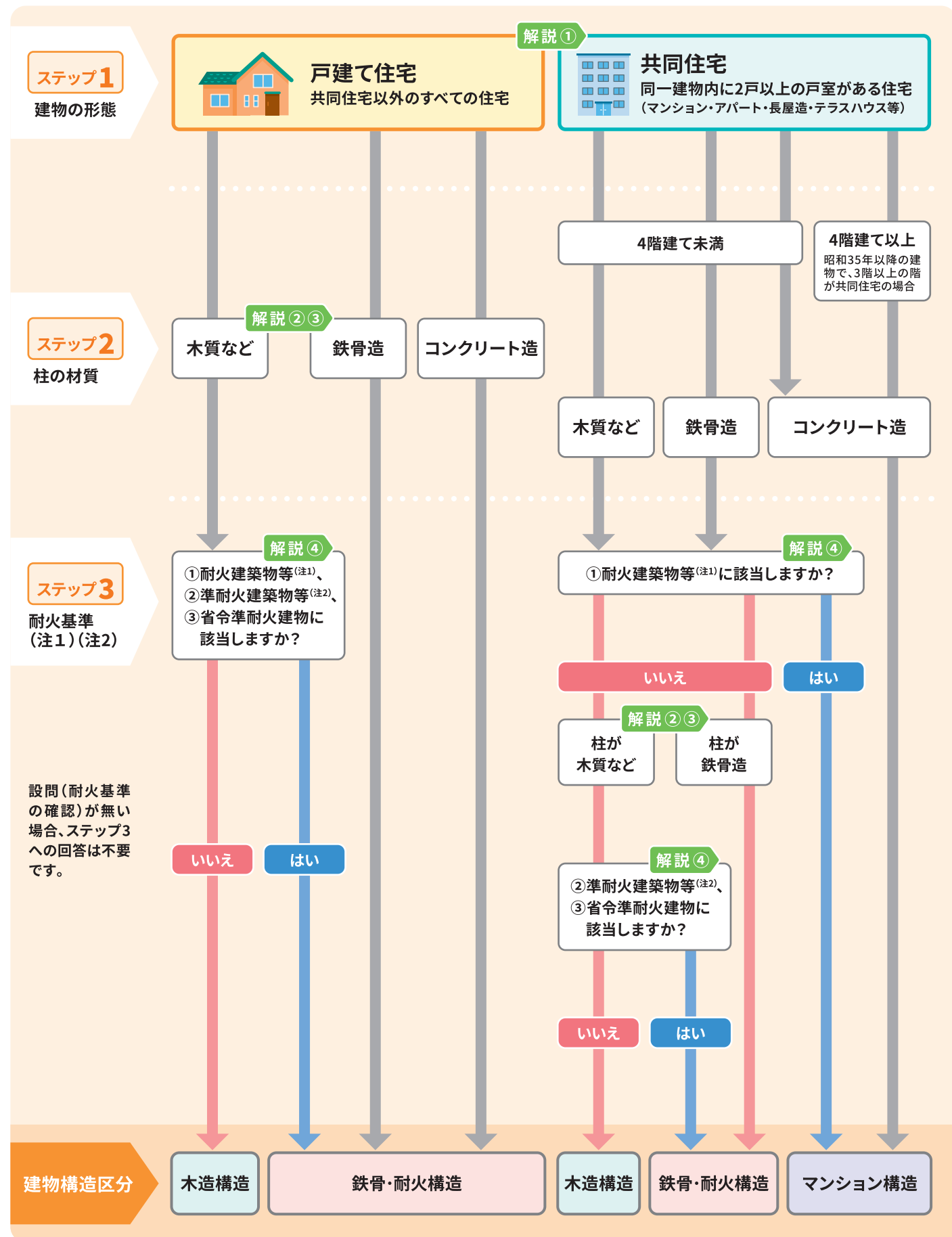
上で挙げたポイント「同居しているか」「日常生活を成り立たせるための衣食住に関わる費用を負担しているか」の他にも、「相手に収入や資産があるか」など、同一生計の定義に当てはまるかどうかは、各々の状況に応じて判断いただく必要があります。

リック火災共済 加入手続きのご説明

(建物構造区分確認ガイド)

建物(家屋)構造区分の確認

お申込みにあたっては「リック火災共済満了通知・新規申込 兼 内容変更届」にお住まいの建物構造区分についてステップ1～3にしたがった内容をご記入いただく必要があります。



柱の材質

木質など

鉄骨造・コンクリート造以外

柱がない枠組壁工法建物(2×4建物)を含みます。



鉄骨造

すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を鉄骨(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。



コンクリート造

すべての柱(付け柱・飾り柱除く)をコンクリートで造った建物をいい。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造(鉄補強材含む)・れんが造・石造もコンクリート造となります。



耐火基準 (注1)(注2)

(注1) 耐火性能を有する建物のことを表し、「耐火建築物(※1)」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物(※2)」が該当します。

※1 建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物

※2 2024年4月1日改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

(注2) 準耐火性能を有する建物のことを表し、「準耐火建築物(※3)」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。

※3 建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

建物構造区分確認について

解説①

「二世帯住宅」の建物形態

建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。

解説②

柱が見えない場合の材質の確認方法

建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。

解説③

鉄骨と木の柱が混在している場合

「木質など」に該当します(ただし、付け柱、飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。

解説④

【耐火建築物等】
【準耐火建築物等】
【省令準耐火建物】に
該当するかどうか
ご不明な場合

次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

記入番号	確認方法
1	建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などのコピーの提出が必要です。
3	ハウスメーカー名、住宅名、商品名での確認(耐火基準コードの確認) ※日産労連のホームページ「リック火災共済建物構造区分確認ガイド」(こくみん共済coopのホームページにリンク)で確認した4桁のコードを耐火基準コード欄に記入、もしくは「建物構造区分確認書」への記入方法」に表示されている内容を申込書に記入してください。



お住まいの建物の構造区分や耐火基準コードを確認

スマホやパソコンから「構造区分確認ガイド」(こくみん共済coopのホームページ)にアクセスし、確認しましょう!

二次元コードから「構造区分確認ガイド」にアクセス
https://www.zenrosai.coop/ss/tateku_guide/index.php



WEBで確認

日産労連 リック局 検索



掛金と主な保障額



掛金



家屋面積	加入 できる 口数	口数	契約額	掛金(年額)								
				火災保障コース			自然災害標準コース			自然災害大型コース		
				木造	鉄骨・耐火	マンション	木造	鉄骨・耐火	マンション	木造	鉄骨・耐火	マンション
16.5㎡未満 (5坪未満)	1口 〓 4口	1	100万円	600	360	300	1,320	840	600	1,620	1,080	780
		2	200万円	1,200	720	600	2,640	1,680	1,200	3,240	2,160	1,560
		3	300万円	1,800	1,080	900	3,960	2,520	1,800	4,860	3,240	2,340
		4	400万円	2,400	1,440	1,200	5,280	3,360	2,400	6,480	4,320	3,120
33.0㎡未満 (10坪未満)	1口 〓 8口	5	500万円	3,000	1,800	1,500	6,600	4,200	3,000	8,100	5,400	3,900
		6	600万円	3,600	2,160	1,800	7,920	5,040	3,600	9,720	6,480	4,680
		7	700万円	4,200	2,520	2,100	9,240	5,880	4,200	11,340	7,560	5,460
		8	800万円	4,800	2,880	2,400	10,560	6,720	4,800	12,960	8,640	6,240
49.5㎡未満 (15坪未満)	1口 〓 12口	9	900万円	5,400	3,240	2,700	11,880	7,560	5,400	14,580	9,720	7,020
		10	1,000万円	6,000	3,600	3,000	13,200	8,400	6,000	16,200	10,800	7,800
		11	1,100万円	6,600	3,960	3,300	14,520	9,240	6,600	17,820	11,880	8,580
		12	1,200万円	7,200	4,320	3,600	15,840	10,080	7,200	19,440	12,960	9,360
66.0㎡未満 (20坪未満)	1口 〓 16口	13	1,300万円	7,800	4,680	3,900	17,160	10,920	7,800	21,060	14,040	10,140
		14	1,400万円	8,400	5,040	4,200	18,480	11,760	8,400	22,680	15,120	10,920
		15	1,500万円	9,000	5,400	4,500	19,800	12,600	9,000	24,300	16,200	11,700
		16	1,600万円	9,600	5,760	4,800	21,120	13,440	9,600	25,920	17,280	12,480
82.5㎡未満 (25坪未満)	1口 〓 20口	17	1,700万円	10,200	6,120	5,100	22,440	14,280	10,200	27,540	18,360	13,260
		18	1,800万円	10,800	6,480	5,400	23,760	15,120	10,800	29,160	19,440	14,040
		19	1,900万円	11,400	6,840	5,700	25,080	15,960	11,400	30,780	20,520	14,820
		20	2,000万円	12,000	7,200	6,000	26,400	16,800	12,000	32,400	21,600	15,600
99.0㎡未満 (30坪未満)	1口 〓 24口	21	2,100万円	12,600	7,560	6,300	27,720	17,640	12,600	34,020	22,680	16,380
		22	2,200万円	13,200	7,920	6,600	29,040	18,480	13,200	35,640	23,760	17,160
		23	2,300万円	13,800	8,280	6,900	30,360	19,320	13,800	37,260	24,840	17,940
		24	2,400万円	14,400	8,640	7,200	31,680	20,160	14,400	38,880	25,920	18,720
115.5㎡未満 (35坪未満)	1口 〓 28口	25	2,500万円	15,000	9,000	7,500	33,000	21,000	15,000	40,500	27,000	19,500
		26	2,600万円	15,600	9,360	7,800	34,320	21,840	15,600	42,120	28,080	20,280
		27	2,700万円	16,200	9,720	8,100	35,640	22,680	16,200	43,740	29,160	21,060
		28	2,800万円	16,800	10,080	8,400	36,960	23,520	16,800	45,360	30,240	21,840
132.0㎡未満 (40坪未満)	1口 〓 32口	29	2,900万円	17,400	10,440	8,700	38,280	24,360	17,400	46,980	31,320	22,620
		30	3,000万円	18,000	10,800	9,000	39,600	25,200	18,000	48,600	32,400	23,400
		31	3,100万円	18,600	11,160	9,300	40,920	26,040	18,600	50,220	33,480	24,180
		32	3,200万円	19,200	11,520	9,600	42,240	26,880	19,200	51,840	34,560	24,960
148.5㎡未満 (45坪未満)	1口 〓 36口	33	3,300万円	19,800	11,880	9,900	43,560	27,720	19,800	53,460	35,640	25,740
		34	3,400万円	20,400	12,240	10,200	44,880	28,560	20,400	55,080	36,720	26,520
		35	3,500万円	21,000	12,600	10,500	46,200	29,400	21,000	56,700	37,800	27,300
		36	3,600万円	21,600	12,960	10,800	47,520	30,240	21,600	58,320	38,880	28,080
148.5㎡以上 (45坪以上)	1口 〓 40口	37	3,700万円	22,200	13,320	11,100	48,840	31,080	22,200	59,940	39,960	28,860
		38	3,800万円	22,800	13,680	11,400	50,160	31,920	22,800	61,560	41,040	29,640
		39	3,900万円	23,400	14,040	11,700	51,480	32,760	23,400	63,180	42,120	30,420
		40	4,000万円	24,000	14,400	12,000	52,800	33,600	24,000	64,800	43,200	31,200

単位＝円



住居 人数	加入 できる 口数	口数	契約額	掛金(年額)								
				火災保障コース			自然災害標準コース			自然災害大型コース		
				木造	鉄骨・耐火	マンション	木造	鉄骨・耐火	マンション	木造	鉄骨・耐火	マンション
1人	1口～5口	1	100万円	600	360	300	1,320	840	600	1,620	1,080	780
		2	200万円	1,200	720	600	2,640	1,680	1,200	3,240	2,160	1,560
		3	300万円	1,800	1,080	900	3,960	2,520	1,800	4,860	3,240	2,340
		4	400万円	2,400	1,440	1,200	5,280	3,360	2,400	6,480	4,320	3,120
		5	500万円	3,000	1,800	1,500	6,600	4,200	3,000	8,100	5,400	3,900
2人 以上	1口～10口	6	600万円	3,600	2,160	1,800	7,920	5,040	3,600	9,720	6,480	4,680
		7	700万円	4,200	2,520	2,100	9,240	5,880	4,200	11,340	7,560	5,460
		8	800万円	4,800	2,880	2,400	10,560	6,720	4,800	12,960	8,640	6,240
		9	900万円	5,400	3,240	2,700	11,880	7,560	5,400	14,580	9,720	7,020
		10	1,000万円	6,000	3,600	3,000	13,200	8,400	6,000	16,200	10,800	7,800

単位＝円

		半年掛金	月掛金
借家人賠償責任特約	木造構造(1口あたり)	230円	40円
	鉄骨・耐火構造(1口あたり)	110円	20円
	マンション構造(1口あたり)	80円	15円
盗難保障特約		550円	100円
個人賠償責任特約		1,180円	200円
類焼損害保障特約		1,150円	200円

※月掛金は年の途中で加入した場合



かんたん見積もり

スマホやパソコンから掛金・保障額を試算できます。



WEBで確認

日産労連 リック局

検索

二次元コードから
「リック火災共済WEB試算ツール」にアクセス
<http://www.ngu.or.jp/lic/kyosai/shisankasai/>



リック火災共済WEB試算ツール

下記の入力欄を「建物形態」から順に選択・入力してください。
ご希望の条件に合わせた掛金をお見積りします。

建物形態

戸建

必須

家屋構造

木造

必須

居住区分

持ち家

必須項目を上から順に

全て入力してください

※全て、マンション・アパートも含まれます

この内容で試算する

リック火災共済簡易見積もり

お見積書

試算日 2025年6月4日

建物形態

戸建

家屋構造

木造

居住区分

持ち家

延床面積

100 ㎡

居住人数

2 人

家屋口数

10 口

家財口数

5 口

< 入力画面に戻る

印刷する

※ PDF 保存の場合はブラウザの機能をご利用ください。詳細はこちら

火災保障コース

自然災害標準コース

自然災害大型コース

特約保障のご案内

共有名義物件

建物構造区分確認ガイド

掛金と主な保障額

ご契約のてびき

共済金額

●支払限度額がありますのでご注意ください。



火災などのとき

火災等共済金	契約共済金額は「火災共済の加入口数」×100万円です。			
	被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
	全焼損 (家屋の70%以上の焼破損)	100万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の
	半焼損・一部焼損	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	15% (200万円が限度)



風水害などのとき

風水害等共済金①	契約共済金額は「火災共済の加入口数」×60万円です。			
	被害の程度	共済金の額	支払限度額	臨時費用共済金
	建物の損壊または床上浸水による損害	全損・流失 (70%以上)	契約共済金額の30%	300万円 (家屋・家財契約の合計)
		半損 (20%～70%未満)	契約共済金額の15%	150万円 (家屋・家財契約の合計)
風水害等共済金②	契約共済金額は「火災共済の加入口数」×「1口あたりの共済金(大型コース:60万円、標準コース:30万円)」です。			
	被害の程度	大型コース	標準コース	
	建物の損壊または床上浸水による損害	全損・流失 (70%以上)	契約共済金額 －風水害等共済金①	2,700万円
		半損・一部損 (70%未満)	損害額 －風水害等共済金①	契約共済金額



地震などのとき

地震等共済金	お支払いする共済金の額(地震等共済金)は「火災共済の加入口数」×「1口あたりの共済金」です。			
	被害の程度	大型コース	標準コース	
	全損・全焼 (家屋の損壊率70%以上)	180,000円	120,000円	600万円
	大規模半損・大規模半焼 (家屋の損壊率50～70%未満)	108,000円	72,000円	360万円

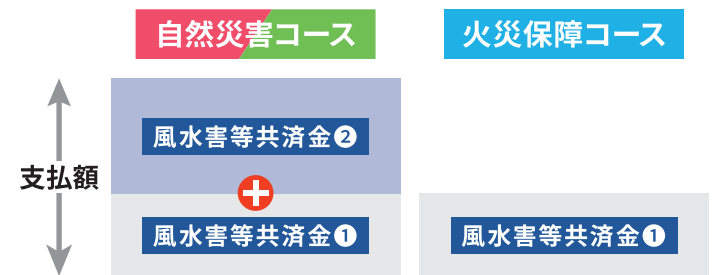
⚠ 付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い

- 火災等共済金** : 家屋の契約共済金額の10%が限度です。
ただし、家屋の契約共済金額が4,000万円、または標準加入額を超える場合は、標準加入額の10%が限度となります。
- 風水害等共済金** : 風水害等共済金①と②について、それぞれにおける家屋の契約共済金額の10%を限度として付属建物等の損害額を家屋の損害額に含めて共済金の額を算定します。

風水害などのときの保障について

自然災害コースにご加入の場合、
風水害等共済金①と風水害等共済金②を
あわせてお支払いします。

※支払限度額は自然災害大型コースの方が大きくなります。



お支払額の計算例

加入内容 家屋1,000万円(10口)、家財500万(5口)に加入

被害例 風水害により、**100万円**(家屋70万円、家財30万円)の「一部損」の被害に遭われた場合

自然災害大型コースの場合

おすすめ

風水害等共済金①	①家屋70万円(損害額) × 30% = 21万円
風水害等共済金②	②家財30万円(損害額) × 30% = 9万円
臨時費用共済金	風水害等共済金① × 15% = 4.5万円
風水害等共済金①	①家屋70万円(損害額) － 風水害等共済金① = 49万円
風水害等共済金②	②家財30万円(損害額) － 風水害等共済金① = 21万円

お支払い額
風水害等共済金①
風水害等共済金②
臨時費用共済金
100万円 + 4.5万円
(実損額) (臨時費用共済金)

差額 **70万円**

火災保障コースの場合

風水害等共済金①	①家屋70万円(損害額) × 30% = 21万円
風水害等共済金②	②家財30万円(損害額) × 30% = 9万円
臨時費用共済金	風水害等共済金① × 15% = 4.5万円

お支払い額
風水害等共済金①
臨時費用共済金
34.5万円

風水害などのときに共済金が多く払われる **自然災害大型コース** をおすすめします。

災害リスクを知りたいならこちら！

住んでいる地域の自然災害リスクを確認できる



こくみん共済coop
お住まいの地盤診断サービス

住所を入力するだけで
診断できます。



浸水の可能性

液状化の可能性

標高・地形・地質

土砂災害の可能性

地震時の揺れやすさ

診断は
こちら

こくみん共済coop 地盤診断

検索

ご契約のてびき

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた日産労連の規則および全国労働者共済生活協同組合連合会の事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます。)・細則(以下、規約および細則と記載します。))によって定まります。なお、規約および細則につきましては日産労連のホームページよりご覧ください。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、日産労連またはこくみん共済 coop までお問い合わせください。

用語の説明

【契約者】日産労連およびこくみん共済 coop と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。
【共済契約関係者】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。
【生計を一にする(同一生計)】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
【共済金受取人】共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
【配偶者】法律上の婚姻関係にある方、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)をいいます。※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいい、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
【未婚】これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【支払事由】共済金が支払われる事由をいいます。
【発効日】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。
【共済の目的(保障の対象)】契約により保障されるものをいいます。
【付属工作物】門、塀、垣、カーポートなどをいいます。

【付属建物】物置、納屋、車庫などをいいます。
【再取得価額】被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。
【火災等】火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。
【風水害等】暴風雨、突風・旋風・竜巻、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。
【雨水等】雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。
【地震等】地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。
【損壊】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。
【床上浸水】居住部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう)から45cm を超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

契約締結前にご確認いただく事項

商品のしくみ

1 リック火災共済について

リック火災共済は、日産労連とこくみん共済 coop がそれぞれの規則・規約にもとづいて実施する制度です。お引き受けしたご契約に関しては、それぞれの規則・規約にもとづいて契約上の責任を負います。詳細については、日産労連までお問い合わせください。

制度の呼称	対応する規則ならびに事業規約および細則
リック火災共済	(日産労連) リック火災共済規則 (こくみん共済 coop) 風水害等給付金付火災共済事業規約および同細則、 自然災害共済規約および同細則
個人賠償責任特約	個人賠償責任共済事業規約および同細則

2 保障の概要

(1) 火災保障コース・自然災害コース共通

ご契約の家屋や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は家屋と家財のそれぞれにおいて、家屋は1棟ごとに、家財は1棟の家屋内に収容されている家財ごとに契約します。

(2) 自然災害コース(標準・大型)

ご契約の家屋や家財に地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。家屋ごと、家財ごとでの加入となります。なお、加入できるコースは標準コースまたは大型コースのいずれかの契約のみになり、同一物件に複数のコースの加入はできません(家屋1棟に対して複数の契約がある場合には、同一コースに統一して加入ください)。大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する家屋または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

● 基本保障、任意でセットできる特約

	基本保障		+	任意でセットできる特約
	火災保障コース	自然災害コース (標準・大型)		
火災等	○	○		類焼損害保障特約
風水害等	△	○		盗難保障特約
地震等	×	○		借家人賠償責任特約
				個人賠償責任特約

※“△”は“○”に比べて保障額が少なくなることを意味します。“×”は保障されません。
※各特約は各契約コース5口以上加入する場合に利用することができます。
※盗難保障特約は、火災保障コースの家屋契約のみ加入の場合はセットすることはできません。また、自然災害標準・大型コースには盗難保障が付帯されていますので、盗難保障特約に加入できません。
※借家人賠償責任特約は、自家・賃家の方はセットすることはできません。

3 加入口数

家屋は40口(4,000万円)、家財は10口(1,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に1口単位で加入できます。
※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

基本保障・保障の対象など

1 基本保障

● 火災保障コース、自然災害標準・大型コース共通の共済金

※後述の“*”がついている共済金については、保障の対象である家屋に付属工作物および付属建物を含みます。

共済金の種類		共済金をお支払いする場合(支払事由)
損害共済金	火災等共済金*	保障の対象に火災等により損害が生じた場合
	風水害等共済金*	保障の対象である家屋、保障の対象である家財を収容する家屋、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合 ※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による家屋内部または家財の損害は、次の 1. または 2. に該当するものに限ります。 1. 家屋の外側の部分(家屋の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの 2. 給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの
	持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合)	持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等)もっぱら通路に利用されているものを除く)内において火災等による損害が生じた場合
費用共済金	臨時費用共済金	火災等共済金または風水害等共済金支払われる場合
	失火見舞費用共済金*	保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
	水道管凍結修理費用共済金 (家屋の加入口数が20口以上の場合)	保障の対象である家屋の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除く)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
	バルコニー等修繕費用共済金 (家屋契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)	保障の対象である家屋の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
	漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ)	保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋から発生した事故(火災、破裂・爆発は除く)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
特別共済金	修理費用共済金 (マンション構造のみ)	借用家屋に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
	住宅災害死亡共済金	火災等共済金または風水害等共済金支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
	風呂の空だき見舞金	保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の 1. または 2. に該当する場合 1. 風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2. 風呂釜が使用不能になったとき

● 自然災害標準・大型コースを選択した場合に追加となる共済金

共済金の種類		共済金をお支払いする場合（支払事由）
損害共済金	風水害等共済金*	保障の対象である家屋、保障の対象である家財を収容する家屋、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合 ※申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます。 ※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による家屋内部または家財の損害は、次の 1. または 2. に該当するものに限ります。 1. 家屋の外側の部分（家屋の外壁、屋根、開口部等をいう）の損壊を伴うもの 2. 給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの
	盗難共済金	盗難により次の 1.～3. のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1. 保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 2. 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 3. 保障の対象である家財を収容する家屋内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたす場合 （1）共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと （2）盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと ※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災保障コース」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。 ※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
	地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合
特別共済金	地震等特別共済金 （家屋および家財の合計加入口数が4口以上の場合）	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合
	付属建物等特別共済金* ※大型コースのみ （家屋の加入口数が4口以上の場合）	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である家屋の付属建物または付属工作物に損害が生じ、その損害額が20万円を超える場合
費用共済金	傷害費用共済金	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金支払われ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合 ※こくみん共済 coopが定める「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

共済金をお支払いできない主な場合	
火災保障コース 次のいずれかの事由により生じた損害 1. 発効日以前に生じた損害 2. 家屋の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり 3. 契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 4. 保障の対象である家財（持ち出し家財を除く）が、保障の対象である家財を収容する家屋外にある間に生じた事故 5. 火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難 6. 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故 7. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等 8. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 9. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 10. 9. 以外の放射線照射または放射能汚染 11. 7. ～ 10. の事由により発生した事故の延焼または拡大 12. 発生原因がいかなる場合でも、 7. ～ 10. の事由による事故の延焼または拡大 13. 7. ～ 10. の事由に伴う秩序の混乱 14. 保障の対象（借家人賠償責任特約の場合は「借用家屋」。以下同じです）の欠陥（契約者、保障の対象の所有者またはこれらの人に代わって保障の対象を管理する人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く） 15. 保障の対象において、次のいずれかに該当する損害 （1）自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む） （2）性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害など （3）ねずみ食い、虫食いなど 16. 保障の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む）であって、保障の対象ごとに、その保障の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 17. 借用家屋の改築、増築または取り壊し等の工事〔借家人賠償責任特約〕 18. 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害〔借家人賠償責任特約〕 （1）被共済者と借用家屋の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 （2）被共済者が借用家屋を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任 19. 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意〔類焼損害保障特約〕 20. 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除く）〔類焼損害保障特約〕 21. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難〔盗難保障特約〕 22. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難〔盗難保障特約〕	など

個人賠償責任特約

次のいずれかの損害への賠償責任

- 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害
- 暴行または殴打に起因する損害
- 職務従事に起因する損害
- 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
- 心神喪失に起因する損害
- 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害

など

自然災害標準・大型コース

次のいずれかの事由により生じた損害

- 〔火災共済〕の「共済金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）」の**1. ～ 4.、8. ～ 10.、8. ～ 10.** の事由により発生した事故の延焼または拡大（発生原因がいかなる場合でも含む）、および**8. ～ 10.** の事由に伴う秩序の混乱、**14. ～ 16.**
- 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難
- 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
- 地震等が発生した日から10 日を経過した後に生じた損害〔地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金〕
- 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの〔傷害費用共済金〕
- 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害〔地震等共済金、地震等特別共済金〕

など

※「共済金をお支払いできない主な場合」は、特約等も含みます。

自然災害標準・大型コースを選択した場合に追加となる共済金が削減される場合

- 自然災害共済は、こくみん共済 coop・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。
（1）風水害等の総支払限度額・・・850億円（2024年 4月1日～2025年 3月31日）／1,100億円（2025年 4月1日～）
※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
（2）地震等の総支払限度額・・・5,750億円（2024年 4月1日～2025年 3月31日）／6,000億円（2025年 4月1日～）
※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震（注）のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
（注）南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。
- こくみん共済 coopでは大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、**1.** にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
- 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

2 お支払いする共済金の額

契約概要

注意喚起情報

⇒P7～14、P21～22をご確認ください。

3 特約の概要



リック火災共済にセット加入できる特約の概要は次のとおりです。

内 容		セット加入の条件
借家人賠償責任特約	借用家屋の借主(被共済者)の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用家屋に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。	リック火災共済(家財)に5口以上加入し、次の (1)～(3) のすべてに該当する場合に加入できます。 (1) 借用家屋に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき (2) 借用家屋が共済契約関係者の所有でないとき (3) 被共済者と借用家屋の貸主との間で、借用家屋の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき ※被共済者は、借用家屋の借主となります。なお、借用家屋の借主は共済契約関係者でなければなりません。
類焼損害保障特約	契約している家屋から発生した火災、破裂または爆発により近隣の家屋およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その家屋および家財の所有者(類焼保障被共済者)に共済金をお支払いします。	リック火災共済に5口以上加入している場合に加入できます。 ※1物件に1契約とします。
盗難保障特約	盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします(家財のみが保障対象となり、家屋部分については保障の対象外です)。	リック火災共済(火災保障コース)の加入で家財に5口以上加入している場合に加入できます。 ※リック火災共済の家屋契約のみの加入、または、自然災害コースに加入している場合は加入することができません。
個人賠償責任特約	日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。 (1)日常生活における偶然な事故 (2)被共済者が居住する家屋の所有・使用・管理に起因する偶然な事故 【被共済者の範囲】 損害の原因となった事故発生時において、次に該当する方。 (1)主たる被共済者(＝火災共済の契約者) (2)主たる被共済者の配偶者 (3)主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族 (4)主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子 (5)被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族(被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含みます。) ※未婚とはこれまでに婚姻歴のないことをいいます。	リック火災共済に5口以上加入している場合に加入できます。

4 保障の対象



家屋

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の家屋または事務所・店舗等併用家屋

※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。

※空家または無人の家屋等は、原則として保障の対象とはできません。

※民泊(家屋を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)物件は、加入できません。なお、共済契約関係者が居住する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

事務所・店舗等併用家屋の扱いについて

事務所・店舗等併用家屋で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます(いずれにも該当しない事務所・店舗等併用家屋の場合は、事務所、店舗等含め家屋全体を対象に加入できます)。

- ⑦ 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
- ⑧ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
- ⑨ 次の用途を兼ねる家屋
 - ➡ 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)・倉庫・車庫

家屋の構造について

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない家屋	マンション構造に該当しない家屋で以下1. ～4.のいずれか 1. 次のいずれかに該当する家屋 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 ●土蔵造 ●鉄骨造 2. 耐火建築物等(戸建てのみ)(注1) 3. 準耐火建築物等(注2) 4. 省令準耐火建物	以下1.または2.のいずれか 1. 次のいずれかに該当する共同家屋 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 2. 耐火建築物等(注1)の共同家屋

(注1)耐火性能を有する「耐火建築物(※1)」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。※1 建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物

(注2)準耐火性能を有する「準耐火建築物(※2)」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。※2 建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

家財

共済契約関係者が居住する日本国内の家屋に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用家屋の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。

※貸家の場合は家財には加入できません。

※空家または無人の家屋等の家財は、原則として保障の対象とはできません。

保障の対象とならない家屋・家財(抜粋)

●通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など ●事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など ●稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など ●義歯、義肢、人工臓器など ●データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ●空家や無人である家屋およびその家屋内の家財 ●法人名義の家屋

5 共済期間および保障の開始



共済期間

共済期間は1月1日から12月31日までの1年です。

ただし、更新日にご契約の家屋または家財が、保障の対象の範囲外である場合は加入できません。

※空家または無人の家屋等のご契約については、更新の際に必ず所定のお手続きを行っていただく必要があります。なお、ご利用の予定が変わる場合や家屋の維持管理ができなくなった場合、所定のお手続きをいただけない場合には、ご契約の更新をお断りします。

保障の開始と初回掛金

日産労連およびこくみん共済 coopが加入の申し込みを承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は契約内容確定通知の発行に代えさせていただきます。

1 掛金と払込方法

1 掛金



1口あたりの掛金額および特約の掛金額は⇒P.13～14、P.19～20 をご確認ください。

2 掛金の払込方法



半年払いの場合

年間掛金を前期と後期の年2回に分け、6ヶ月分を一括して契約者の登録口座から引き落としします。引き落とし時期は前期が1月5日とし、1月1日から6月30日までの分、後期が7月5日とし、7月1日から12月31日までの分とします。

ただし、指定された期日に引き落としができなかった場合、2回目以降の再引き落とし手数料は契約者負担とします。

月払いの場合

毎月5日の引き落とし手数料を契約者が負担することにより、年間掛金を12回に分け契約者の登録口座から引き落としします。

払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

※いずれの払込方法を選択した場合でも、「特約の掛金」については「半年払い」のみとなります。

3 掛金の払込猶予期間



払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間があります。ただし、掛金を口座振替により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務(加入申込書(満了通知)の記入上の注意事項)



申込書は日産労連およびこくみん共済 coop と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2 クーリングオフ



契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、保障の対象の所在地(火災保障コース、自然災害コースの場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任特約の場合)、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、こくみん共済 coopに提出してください。電磁的記録による場合は、こくみん共済 coop までお問い合わせください。

3 規則ならびに事業規約および細則の変更について



日産労連およびこくみん共済 coop は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。

規則ならびに事業規約および細則を改正した場合には、更新日時点における規則ならびに事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、日産労連およびこくみん共済 coop のホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

契約締結後にご注意いただく事項

1 契約内容に関する届け出 ！注意喚起情報

契約者は次の場合、日産労連およびこくみん共済 coop へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合
 - リック火災共済、個人賠償責任特約と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
 - 家屋または家財を収容する家屋の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
 - 30 日以上空家または無人にすると
 - 保障の対象を移転または変更するとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で、保障の対象の範囲から外れていることが判明した場合、日産労連およびこくみん共済 coop は契約の継続を承諾せず契約を解除することがあります。
- 保障の対象である家屋の滅失、解体、譲渡、または保障の対象である家財を収容する家屋の滅失、解体したとき
 - この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
 - 保障の対象の範囲外になったとき
 - 同居家族の人数が変わったとき
 - 契約者が死亡したとき

2 共済金等を確実にご請求いただくために ！注意喚起情報

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくは日産労連またはこくみん共済 coop までお問い合わせください。

3 契約の解約・取り消し・消滅 ！注意喚起情報

- 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の解約届を提出してください。
 - 契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - ⑦ 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - ① 保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する家屋の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生したとき

4 契約の無効 ！注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。(②の共済金の不法取得目的による無効の場合、掛金はお返ししません)。

各契約コース・特約共通

- ⑦ 保障の対象が契約の発効日または更新日において、契約概要「保障の対象」の範囲外のと
- ① 契約の発効日において、保障の対象である家屋または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生していたとき
- ② 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、保障の加入条件をみたしていないとき[借家人賠償責任特約・個人賠償責任特約]
- ① 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- ⑦ 住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき[類焼損害保障特約]
- ⑦ 同一の契約者が同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約を付帯したとき[盗難保障特約]
- ④ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ② 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

自然災害標準・大型コース

- 前記に加え、次のいずれかに該当する場合も、無効になります。
- ⑦ 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約(更新契約または中途変更の場合は、増額部分)
 - ② 共済金額が、同時に加入している火災保障コースの共済金額を超えていたときは、その超えた部分

5 契約の解除 ！注意喚起情報

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
- ⑦ 共済金受取人(個人賠償責任特約の場合は損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 - ① 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - ② 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められるとき
 - ① 前記⑦～②までのいずれかに該当するほか、日産労連およびこくみん共済 coop との信頼関係が損なわれ、日産労連およびこくみん共済 coop が、契約の存続を不適当と判断したとき
 - ⑦ 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

*¹ 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*² 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1 ヶ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。

※前記②の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

6 掛金の保険料控除について ！注意喚起情報

自然災害標準・大型コースの地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。控除に必要な証明書(共済掛金証明書)は、毎年10月頃発行します。

7 割り戻し金

事業年度ごとに決算を行い、剰余金が生じた場合、11月末までに原則として割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象です)。

※契約の締結に際して、割り戻し金のお戻しをお約束するものではありません。

※自然災害標準・大型コースにて引き受けを行う「こくみん共済 coop 自然災害共済」および「こくみん共済 coop 個人賠償責任共済」には、割り戻し金はありません。

8 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い ！注意喚起情報

リック火災共済、個人賠償責任特約(こくみん共済 coop)のほか、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約に加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

9 空家または無人の家屋等となる場合の取り扱い

1. 空家または無人の家屋等となる場合には、原則としてご契約の継続はいただけません。
2. ご契約後に、ご契約の家屋が空家または無人の家屋等となる場合には、必ず日産労連およびこくみん共済 coop までご連絡ください。ご契約終了にあたってのお手続きをご案内します。
3. ただし、一時的にご契約の継続を希望される場合等は、今後のご利用予定や当面の家屋管理の状況等について日産労連およびこくみん共済 coop の基準を満たしているときに限り、一定の期間内、ご契約を継続いただける場合があります。
4. 3. にもとづきご契約を継続される場合でも、以降のご契約の更新時には必ず状況を報告いただくためのお手続きが必要です。このお手続きをいただけない場合には、家屋の状況にかかわらずご契約の継続をお断りします。また、お手続きをいただいた場合でも、今後のご利用予定や家屋管理の状況等に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、日産労連およびこくみん共済 coop の基準を満たさない場合には継続をお断りします。